

京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第 8 号

京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を同条第 10 号とし、同条第 3 号の次に次の 6 号を加える。

- (4) 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (6) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 2 条第 3 項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (8) 戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (9) 第 4 号から第 8 号までのいずれかに該当する者（以下「障害者等」という。）が科学センターを利用する際に当該障害者等に必要な介護

を行う者（以下「介護者」という。）

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、障害者等にあつては身体障害者手帳，精神障害者保健福祉手帳その他障害者等であることを証明する書類を提示することをもって，介護者にあつてはその旨を申し出ることをもって，前項の申請書等の提出に代えることができる。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

（青少年科学センター）